

空き家を

所有管理している方へのお知らせ

点検や手入れをしていますか？

空き家は放っておくと劣化が進みます。

防犯や防災の面でもリスクが高まり、景観上も問題となります。室内の風通しをする、家や家の周りに異常がないかチェックするなど、定期的な点検と手入れをしましょう。

民間業者等に管理を委託することもできますので、ご検討ください。

空き家の活用方法

空き家の賃貸、売却

空き家の賃貸、売却をお考えの方は、まずは不動産業者に相談してみましょう。無用なトラブルを避けるため、不動産の見積りや契約書の作成等、専門家の意見を聞いた上で手続きをされることをお勧めします。不動産業者の無料相談会もありますので、ぜひご利用ください。



出雲市では物件紹介のお手伝いをしています

大切なこと

現在登記上の所有者はどなたですか？

登記されている不動産の所有者が亡くなった人のままになっていると売買や解体などの処分ができません。また、トラブルを未然に防ぐためにも早めに相続登記をしましょう。

相続登記等のご相談は司法書士にご相談ください。司法書士会の無料相談会もありますので、相談してみましょう。

空き家バンクへの登録

市のホームページで空き家を貸したい、売りたいという情報を紹介しています。ホームページを見て、空き家を借りたい、買いたいという人があれば、市は空き家の所有者との引き合わせを行います。

市は空き家の管理はしません。見学希望者の対応や契約については当事者間で行ってまいります。

※状態の悪い空き家は掲載をお断りすることがあります。

裏面をご覧ください

お問い合わせは、出雲市建築住宅課 空き家対策室へ！

TEL (0853)21-6210 FAX (0853)21-6594

MAIL akiya@city.izumo.shimane.jp

最新情報はホームページよりご覧ください。

<https://izumo-akiyataisaku.jp/bank/>

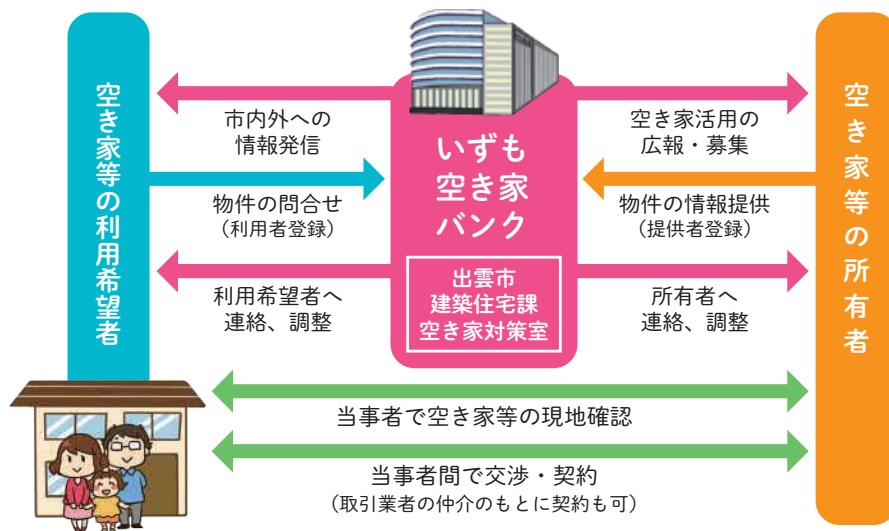
いずも空き家バンク 検索



いずも空き家バンク

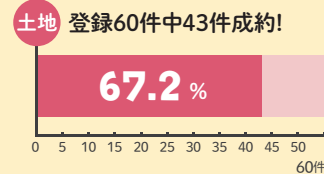
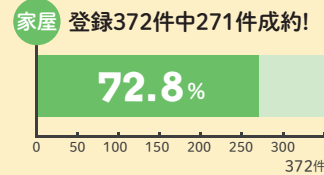
市のホームページ（いずも空き家バンク）で、市内の空き家・空き地の賃貸・売買情報を提供しています。ぜひご覧ください。

空き家バンクフローシート



成約の実績

平成19年度
～令和6年度
(令和7年3月末時点)



ご注意

- ① 市が空き家等を買収する、または管理する制度ではありません。
- ② 現地確認（内見）の調整は市が行いますが、交渉・契約は、当事者間で行ってください。
- ③ 空き家等を空き家バンクへ登録される場合は、トラブルを避けるため、事前に不動産業者等にご相談されることをお勧めします。

空き家バンク登録支援補助金

空き家の利活用及び民間流通の促進を図るため、空き家所有者が空き家の残置物処分、ハウスクリーニング、不動産登記又は現地調査（以下「残置物処分等」という。）を行い「いずも空き家バンク」に登録する際、費用の一部を補助します。 ※申請は、事業の着手前にお願いします。

補助対象

市内にある一戸建ての空き家所有者

補助金額

対象経費（2万円以上）の50%で **上限 5万円**

補助要件

- 事業完了後に「いずも空き家バンク」に継続して2年以上登録すること。（成約した場合は除く）
例＞2年経過する前に対象家屋を解体した場合や申請者の都合で空き家バンクの掲載をとりやめた場合は補助金返還
- 対象家屋が住宅用であること。（店舗併用は住宅部分のみ対象）
- 補助対象者が市税等滞納していないこと。暴力団員でないこと。

対象経費

- 市内に事業所を有する法人または市内に住所を有する個人事業主に依頼して実施した、市内にある空き家の残置物処分等に要する経費で申請年度内に完了するもの。
【残置物処分】 空き家の残置物処分に要する費用
【ハウスクリーニング】 空き家の内部クリーニングに要する費用
【不動産登記】 空き家の不動産登記に要する費用
【現地調査】 空き家の状態や評価額の調査等に要する費用
- 上記補助金は、同一年度に限り、重複して申請可能です。

その他

- 補助は1物件あたり1回とします。
- いずれも申請・交付決定後の着手分を対象とします。
- 家財道具等の運搬・処分は、関係法令等を守り適切に対応してください。
違法な対応等が確認された場合は、補助金を交付した年度を問わず、補助金を返還していただきます。

